

鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとする。

| 救 助 の 種 類 | | | | 支出することができる費用の限度額 | |
|----------------------------------|---|------------------------------|--|------------------|------------|
| | | | | 改正後 | 現 行 |
| 応急仮設住宅の設置（1戸当たり） | | | | 2,404,000円 | 2,366,000円 |
| 被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与 | 住家の全壊、全 焼又は流失によ り被害を受けた 世帯に対して行 う場合 | 夏季（4月1日 から9月30日ま で） | 1人世帯 | 17,500円 | 17,300円 |
| | | | 2人世帯 | 22,600円 | 22,300円 |
| | | | 3人世帯 | 33,300円 | 32,800円 |
| | | | 4人世帯 | 39,900円 | 39,300円 |
| | | | 5人世帯 | 50,500円 | 49,800円 |
| | | | 世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額 | 7,400円 | 7,300円 |
| | | 冬季（10月1日 から翌年3月31 日まで） | 1人世帯 | 29,000円 | 28,600円 |
| | | | 2人世帯 | 37,500円 | 37,000円 |
| | | | 3人世帯 | 52,300円 | 51,600円 |
| | | | 4人世帯 | 61,300円 | 60,500円 |
| | | | 5人世帯 | 77,000円 | 75,900円 |
| | | | 世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額 | 10,500円 | 10,400円 |
| | 住家の半壊、半 焼又は床上浸水 により被害を受 | 夏季（4月1日 から9月30日ま で） | 1人世帯 | 5,700円 | 5,600円 |
| | | | 2人世帯 | 7,700円 | 7,600円 |
| | | | 3人世帯 | 11,600円 | 11,400円 |
| | | | 4人世帯 | 14,000円 | 13,800円 |
| | | | 5人世帯 | 17,700円 | 17,500円 |
| | | | 世帯員数 が6人以上1人 を増すごと に加算す る額 | 2,400円 | 2,400円 |
| 1人世帯 | | 9,200円 | 9,100円 | | |

| | | | | | |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------------|----------|---------|
| | けた世帯に対して行う場合 | 冬季（10月1日から翌年3月31日まで） | 2人世帯 | 12,200円 | 12,000円 |
| | | | 3人世帯 | 17,100円 | 16,900円 |
| | | | 4人世帯 | 20,300円 | 20,000円 |
| | | | 5人世帯 | 25,800円 | 25,400円 |
| | | | 世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額 | 3,300円 | 3,300円 |
| 災害にかかった住宅の応急修理（1世帯当たり） | | | 520,000円 | 510,000円 | |

- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者について、資力要件を撤廃する。
- (3) 施行期日は、公布日とし、改正後の規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

入札の方式及び格付等級の適用に係る請負対象設計金額又は委託対象設計金額による区分を見直すとともに、入札参加資格の停止期間の上限を引き上げること等により、入札における低価格競争の抑止、品質の確保及び談合の防止並びに入札手続の効率化を図る。

2 規則の概要

(1) 入札の方式の適用に係る請負対象設計金額又は委託対象設計金額の区分の見直し

ア 建設工事

- (ア) 限定公募型指名競争入札 250万円以上1,000万円未満（現行 250万円以上3,000万円未満）
- (イ) 制限付一般競争入札 1,000万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満（現行 3,000万円以上24億1,000万円未満）
- (ウ) 一般競争入札 特例政令建設工事適用基準額以上（現行 24億1,000万円以上）
- (エ) 電子入札 250万円以上（現行 3,000万円以上）
- (オ) 総合評価競争入札 1,000万円以上（現行 2,500万円以上）

イ 測量等業務

- (ア) 制限付一般競争入札 500万円以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満（現行 500万円以上2億4,000万円未満）
- (イ) 一般競争入札 特例政令測量等業務適用基準額以上（現行 2億4,000万円以上）
- (ウ) 電子入札 100万円以上（現行 200万円以上）

(2) 電気工事及び管工事における格付等級の適用に係る請負対象設計金額の区分の見直し

- ア C級 500万円未満（現行 300万円未満）
- イ B級 500万円以上1,500万円未満（現行 300万円以上1,500万円未満）

(3) 入札参加資格の停止期間の上限を36月以内（現行 24月以内）に引き上げる。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年8月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。